

料金表(1割負担の場合)

<従来型個室>

1ヶ月(30日)あたりの利用料(概算)

単位数単価:6級地(10.27)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
被保険者第1段階	38,910	41,100	43,320	45,510	47,610
被保険者第2段階	44,610	46,800	49,020	51,210	53,310
被保険者第3段階	64,410	66,600	68,820	71,010	73,110
被保険者第4段階	96,210	98,400	100,620	102,810	104,910

内訳

項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険 対象	基本サービス費単位	547	614	682	749	814
	1. 日常生活継続支援加算	36				
	2. 看護体制加算(Ⅰ)2	4				
	2. 看護体制加算(Ⅱ)2	8				
	3. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)2	13				
	4. 栄養マネジメント加算	14				
	5. 介護職員処遇改善加算 (介護報酬総単位数の5.9%)	1日あたりの概算				
		37	41	45	49	52
	費用総額(保険対象分)	6,767	7,497	8,236	8,965	9,664
	介護保険から給付される金額	6,090	6,747	7,412	8,068	8,697
6. 利用者負担金(保険対象分)	677	750	824	897	967	
保険 対象外	7. 食費	1380				
	8. 居住費	1,150				
負担 の軽 減	負担限度額					
	9. 食事に係る自己負担額					
	被保険者第1段階	300				
	被保険者第2段階	390				
	被保険者第3段階	650				
	被保険者第4段階以上	1,380				
	10. 居住に係る自己負担額					
	被保険者第1段階	320				
	被保険者第2段階	420				
	被保険者第3段階	820				
被保険者第4段階以上	1,150					
負担額合計(6+9+10)		下記1日あたりの利用料				

1日あたりの利用料(概算)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
被保険者第1段階	1,297	1,370	1,444	1,517	1,587
被保険者第2段階	1,487	1,560	1,634	1,707	1,777
被保険者第3段階	2,147	2,220	2,294	2,367	2,437
被保険者第4段階以上	3,207	3,280	3,354	3,427	3,497

料金表(2割負担の場合)

<従来型個室>

1ヶ月(30日)あたりの利用料(概算)

単位数単価:6級地(10.27)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
被保険者第1段階	59,220	63,600	68,040	72,390	76,590
被保険者第2段階	64,920	69,300	73,740	78,090	82,290
被保険者第3段階	84,720	89,100	93,540	97,890	102,090
被保険者第4段階	116,520	120,900	125,340	129,690	133,890

内訳

項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険 対象	基本サービス費単位	547	614	682	749	814
	1. 日常生活継続支援加算	36				
	2. 看護体制加算(Ⅰ)2	4				
	2. 看護体制加算(Ⅱ)2	8				
	3. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)2	13				
	4. 栄養マネジメント加算	14				
	5. 介護職員処遇改善加算 (介護報酬総単位数の5.9%)	1日あたりの概算				
		37	41	45	49	52
	費用総額(保険対象分)	6,767	7,497	8,236	8,965	9,664
	介護保険から給付される金額	5,413	5,997	6,588	7,172	7,731
6. 利用者負担金(保険対象分)	1,354	1,500	1,648	1,793	1,933	
保険 対象外	7. 食費	1,380				
	8. 居住費	1,150				
負担限度額						
負担 の軽 減	9. 食事に係る自己負担額					
	被保険者第1段階	300				
	被保険者第2段階	390				
	被保険者第3段階	650				
	被保険者第4段階以上	1,380				
	10. 居住に係る自己負担額					
	被保険者第1段階	320				
	被保険者第2段階	420				
被保険者第3段階	820					
被保険者第4段階以上	1,150					
負担額合計(6+9+10)		下記1日あたりの利用料				

1日あたりの利用料(概算)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
被保険者第1段階	1,974	2,120	2,268	2,413	2,553
被保険者第2段階	2,164	2,310	2,458	2,603	2,743
被保険者第3段階	2,824	2,970	3,118	3,263	3,403
被保険者第4段階以上	3,884	4,030	4,178	4,323	4,463

料金表(1割負担の場合)

<多床室>

1ヶ月(30日)あたりの利用料(概算)

単位数単価:6級地(10.27)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
被保険者第1段階	29,310	31,500	33,720	35,910	38,010
被保険者第2段階	43,110	45,300	47,520	49,710	51,810
被保険者第3段階	50,910	53,100	55,320	57,510	59,610
被保険者第4段階	86,910	89,100	91,320	93,510	95,610

内訳

項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険 対象	基本サービス費単位	547	614	682	749	814
	1. 日常生活継続支援加算	36				
	2. 看護体制加算(Ⅰ)2	4				
	2. 看護体制加算(Ⅱ)2	8				
	3. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)2	13				
	4. 栄養マネジメント加算	14				
	5. 介護職員処遇改善加算 (介護報酬総単位数の5.9%)	1日あたりの概算				
		37	41	45	49	52
	費用総額(保険対象分)	6,767	7,497	8,236	8,965	9,664
	介護保険から給付される金額	6,090	6,747	7,412	8,068	8,697
6. 利用者負担金(保険対象分)	677	750	824	897	967	
保険 対象外	7. 食費	1380				
	8. 居住費	840				
負担 の軽 減	負担限度額					
	9. 食事に係る自己負担額					
	被保険者第1段階	300				
	被保険者第2段階	390				
	被保険者第3段階	650				
	被保険者第4段階以上	1,380				
	10. 居住に係る自己負担額					
	被保険者第1段階	0				
	被保険者第2段階	370				
	被保険者第3段階	370				
被保険者第4段階以上	840					
負担額合計(6+9+10)		下記1日あたりの利用料				

1日あたりの利用料(概算)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
被保険者第1段階	977	1,050	1,124	1,197	1,267
被保険者第2段階	1,437	1,510	1,584	1,657	1,727
被保険者第3段階	1,697	1,770	1,844	1,917	1,987
被保険者第4段階以上	2,897	2,970	3,044	3,117	3,187

料金表(2割負担の場合)

<多床室>

1ヶ月(30日)あたりの利用料(概算)

単位数単価:6級地(10.27)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
被保険者第1段階	49,620	54,000	58,440	62,790	66,990
被保険者第2段階	63,420	67,800	72,240	76,590	80,790
被保険者第3段階	71,220	75,600	80,040	84,390	88,590
被保険者第4段階	107,220	111,600	116,040	120,390	124,590

内訳

項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険 対象	基本サービス費単位	547	614	682	749	814
	1. 日常生活継続支援加算	36				
	2. 看護体制加算(Ⅰ)2	4				
	2. 看護体制加算(Ⅱ)2	8				
	3. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)2	13				
	4. 栄養マネジメント加算	14				
	5. 介護職員処遇改善加算 (介護報酬総単位数の5.9%)	1日あたりの概算				
		37	41	45	49	52
	費用総額(保険対象分)	6,767	7,497	8,236	8,965	9,664
	介護保険から給付される金額	5,413	5,997	6,588	7,172	7,731
6. 利用者負担金(保険対象分)	1,354	1,500	1,648	1,793	1,933	
保険 対象外	7. 食費	1380				
	8. 居住費	840				
負担 の 軽 減	負担限度額					
	9. 食事に係る自己負担額					
	被保険者第1段階	300				
	被保険者第2段階	390				
	被保険者第3段階	650				
	被保険者第4段階以上	1,380				
	10. 居住に係る自己負担額					
	被保険者第1段階	0				
	被保険者第2段階	370				
	被保険者第3段階	370				
被保険者第4段階以上	840					
負担額合計(6+9+10)		下記1日あたりの利用料				

1日あたりの利用料(概算)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
被保険者第1段階	1,654	1,800	1,948	2,093	2,233
被保険者第2段階	2,114	2,260	2,408	2,553	2,693
被保険者第3段階	2,374	2,520	2,668	2,813	2,953
被保険者第4段階以上	3,574	3,720	3,868	4,013	4,153

加算体制

サービス種類	単 位	算 定 用 件
日常生活継続支援加算	36 単位／日	<p>・次の(1)～(3)までのいずれかを満たすこと。</p> <p>(1)算定日の属する月の前 6 月間又は前 12 月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 4 又は要介護 5 の者の占める割合が 70%以上であること。</p> <p>(2)算定日の属する月の前 6 月間又は前 12 月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支援を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が 65%以上であること。</p> <p>(3)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の 15%以上であること。</p> <p>・入所者の数が 6 又はその端数を増す毎に、介護福祉士を 1 以上配置していること。</p>
看護体制加算(Ⅰ)2	4 単位／日	入所定員が 30 人又は 51 人以上の事業所で、常勤の看護師を 1 名以上配置していること。
看護体制加算(Ⅱ)2	8 単位／日	入所定員が 30 人又は 51 人以上の事業所で、基準を上回る看護職員の配置と、施設から医療機関等への 24 時間体制が確保されていること。
夜勤職員配置加算(Ⅰ)2	13 単位／日	入所定員が 30 人又は 51 人以上の事業所で、夜勤を行う介護・看護職員の数が最低基準を 1 人以上上回っていること。
栄養マネジメント加算	14 単位／日	常勤の管理栄養士を 1 名以上配置し、医師、歯科医師、管理栄養士等が共同して、個別の栄養ケア計画を作成・実施していること。
口腔衛生管理体制加算	30 単位／月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行い、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成していること。

サービス種類	単 位	算 定 用 件
看取り介護加算 (対象者のみ)	144 単位／日 (死亡日以前 4～30 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。 ・看取りに関する指針に基づき、入居者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。
	680 単位／日 (死亡日前日 及び前々日)	
	1,280 単位／日 (死亡日)	
初期加算 (対象者のみ)	30 単位／日	入所した日から 30 日間のみ、または 1 ヶ月を超える入院後の再入所の際も 30 日間加算されます。
外泊時費用 (対象者のみ)	246 単位／日	<p>外泊や入院された場合で施設に在所していない日であっても、外泊又は入院の翌日から 6 日間は(月をまたいで連続した場合は最長 12 日間)外泊時費用が自己負担となります。</p> <p>※尚、外泊や入院中で施設に所在していなくても、居住費はかかります。介護保険負担限度額認定を適用されている方は、6 日間は介護保険より給付されますが、それ以上の日数は介護保険より給付されないため、その費用は自己負担となります。</p>
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	<p>介護報酬総単位数の 5.9%</p> <p>*介護報酬総単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは、若干の誤差が生じます。</p>	